

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 参照条文

目次

○男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（抄）	1
○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	1
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）【子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）による改正後】（抄）	2
○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）	3

○男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（抄）

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し
て行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「独立行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（行政執行法人（独立行政法人

通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち別表第一に掲げるものと並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者（同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）に限る。）である被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）をいう。

4～12 （略）

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
（略）	（略）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）
（略）	（略）

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）【子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）による改正後】（抄）

（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第百二十四条の三 行政執行法人以外の独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する行政執行法人」とあるのは「並びにその所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び国立研究開発法人森林研究・整備機構」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、第三十一条

第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第四号中「行政執行法人の負担に係るもの」とあるのは「行政執行法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第六項中「（行政執行法人」とあるのは「（行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、同条第七項及び第八項中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第二（第二百二十四条の三関係）

名称	根拠法
(略)	(略)
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）
(略)	(略)

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

附 則

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立

行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。